

# 学校教育

学校教育

# I 北部管内学校教育の重点と努力点

## 〔幼稚園〕

志を持ち、未来を創造する子供を育てる園づくり」を目指して

### 1 生きる力の基礎を培う特色ある園経営に努める

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の編成
- 教育目標の具現を図る組織的・協働的な園経営の推進
- 心を動かされる体験や言語活動の充実
- 自己評価、学校関係者評価等の実施・公表及び設置者への報告
- 切れ目ない支援体制構築に向けた個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用

### 2 教育要領を踏まえた一人一人の特性に応じた指導の充実に努める

- 創造的な思考を培い主体的な活動を促す環境構成と援助の工夫
- 学級ごとの保育の充実と合同保育の工夫
- 教職員の専門的な資質と能力を高める組織的・計画的な園内研修の充実
- 特別な配慮を必要とする幼児への適切な支援
- 保幼小連携の充実と小学校教育との円滑な接続を図る教育の推進

### 3 心身の健やかな成長を促す指導の充実に努める

- 心身の調和のとれた発達を促す遊びの推進
- 園生活と家庭や地域社会との連続性を重視した保育活動の充実
- 「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の育成
- 規範意識や道徳性の芽生えを促す指導の工夫
- 安全・安心な園づくりに向けた実効性のある防災・安全教育の推進

## 〔小・中・義務教育学校〕

「志を持ち、未来を創造する子供を育てる学校づくり」を目指して

### 1 生きる力を育む特色ある学校経営に努める

- 志教育全体計画及び年間指導計画に基づく志教育の推進
- 教育目標の具現を図る組織的・協働的な教育活動の推進
- 学校の創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成と確実な実施
- 開かれた学校づくりを目指した学校評価の推進
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した特別支援教育の充実

### 2 学習指導要領を踏まえた確かな学力の育成に努める

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ICTを積極的に活用した個別最適な学び・協働的な学びの充実
- 教科指導力をはじめ教職員の資質・能力の向上に資する研修の充実
- 児童生徒の学習習慣の形成と家庭学習の充実
- 特別な配慮を必要とする児童生徒の実態及び個に応じた指導と支援の充実
- 幼児教育からの円滑な接続と9年間の児童生徒の学びの連続性を見通した小中連携の推進

### 3 たくましい心と健康な体を育む指導の充実に努める

- 児童生徒理解に努め心情に寄り添う積極的・組織的な生徒指導の推進
- いじめ・不登校の未然防止に向けた継続的・計画的な指導の充実
- 心身の健康と体力・運動能力の向上を図る体育・健康教育の充実
- 自校の重点内容項目を踏まえた道徳教育の充実
- 学校防災体制の強化と、地域と連携した防災・安全教育の推進

## II 指導改善に向けて

### 1 子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～

「学力向上に向けた5つの提言」は、平成25年10月に開催された学力向上を図るための緊急会議において、各学校のすべての先生方にすぐに取り組んでもらいたい事項としてまとめられました。教育の不易の部分が多く含まれた提言は、平成25年以来、宮城の教育のより所として大きな役割を果たしてきました。

社会の在り方が劇的に変わる中で、子供たちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に身に付けるためには、生涯にわたって能動的に学び続ける自立した学習者となる必要があります。

令和5年、県教育委員会では「学力向上に向けた5つの提言」の不易の部分に、「個別最適な学び」、「協同的な学び」、「ICTの活用」などの視点を加え、「子供の学びを支援する5つの提言」として新たにまとめました。各学校において、これまでの取組を継続するとともに、新たな5つの提言の意味を全職員で共通理解し、着実な実践に努めていきましょう。

#### 1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう

安全・安心な居場所は、子供が充実した生活を送るための土台となります。子供の声を受け止め、個に応じた適切な支援をすることで、教師と子供、子供同士の良好な人間関係づくりに努めるなど、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。

#### 2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう

子供をほめるときには、子供が努力したことを具体的にほめることが大切です。努力を認めることで、更なる意欲を引き出し、難しいことにも挑戦しようとする気持ちや、目標に向かって努力し続ける気持ちを育てましょう。

#### 3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう

子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身が学びの計画を立て、自由な発想でICTを活用できるようにするなど、自立した学習者として学び続けられるように支援し、学びに向かう力を育てましょう。

#### 4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう

自分の考えを発表したり、交流したりすることで、一人一人のよい点や可能性が生かされ、異なる考え方が組み合わせられ、子供の学びが豊かになります。子供が習得・活用・探究という学びの過程で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、深い学びができるように支援しましょう。

#### 5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、ICTを効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けましょう。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、子供が読書に親しむ機会の充実を図りましょう。

子供の実態に合わせてどの切り口から「子供の学びを支援する5つの提言」を実践していくのか、明確な方針を示せるように計画的に取り組んでいきましょう。『個別最適な学び』、『協働的な学び』、『ICTの活用』、『生徒指導提要』の視点から具体例を挙げました。参考にしてみてください。

**1**の取組例

- ・諸検査や生活アンケートを実施することで子供の様子や学級集団の状態を把握する。
- ・発達障害、外国人児童生徒、LGBTQ等を含めた多様性を受け止める。



**2**の取組例

- ・朝・帰りの会、休み時間、給食時間等、日常的に子供の話を聞く機会を持つ。
- ・行事や部活動等での子供のよさを情報交換する。



**3**の取組例

- ・授業の目標や振り返りを書かせ、ICTで共有する。
- ・課題解決に必要な学習形態や協働の相手、ICT活用等を自己決定し、学びを進める。



**4**の取組例

- ・ペアやグループの話合いの場面で、ICTによる資料提示を行う。
- ・子供はメモ的な活用とプレゼン的な活用を同時に行い、子供主体の学びを展開する。



**5**の取組例

- ・「予習→授業→復習」の一連の流れを大切にし、予習・復習の課題に計画的に取り組ませる。
- ・家庭・地域と連携して読み聞かせを行ったり、図書室の環境を充実させたりする。



※ 「全国学力学習状況調査児童生徒質問紙調査」と関連する項目は以下のとおりです。学校・家庭・地域の取組によって、子供たちの意識の変容を検証する際に活用しましょう。

- (14)「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」(16)「学校に行くのは楽しいと思いますか」(18)「友達と協力するのは楽しいと思いますか」
- (7)「自分にはよいところがあると思いますか」(8)「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」(10)「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか」(11)「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか」
- (32)「授業では、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使っていますか」(39)「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」(42)「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になっていますか」(44)「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか」
- (34)「学校で、学級の友達と意見を交換する場面で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使っていますか」(35)「学校で、自分の考えをまとめ、発表する場面で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使っていますか」(40)「授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていますか」(43)「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」
- (2)「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」(3)「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」(20)「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」(21)「学校の授業以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」(23)「学校の授業以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」

<参考となる資料等>

- ・「子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者を目指して～」 宮城県教育委員会 R5. 3
- ・令和4年度検証改善委員会報告書「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！」 宮城県教育委員会 R4. 12
- ・令和3年度検証改善委員会報告書「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！」 宮城県教育委員会 R3. 12

## 2 協働による授業づくりの推進

各学校・園の教育課題に対応した協働的な学びを学校・園組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより、組織力を高め、効果的な教育活動の実施を目指していくことが求められています。

対話を通して、他の教師の教育実践から学んだり、自らの実践を振り返ったりすることで、自身の経験を再構成することにつながります。教師の学びが子供の学びのロールモデルとなるように、PDCAサイクルで協働による授業づくりの更なる充実を図っていきましょう。令和4年度管内指導概況報告の『参考となる取組』について確認してみましょう。

### PLAN(計画)のポイント 計画的に推進するために

#### 工夫改善の例

##### 【研究構想】

- ・ 全体構想（学校教育目標、願う児童生徒の姿、育成したい資質・能力、児童の実態、研究主題）を共有したり、学習指導要領を深く理解したりして、チームや個人の具体的な動き（構成員や組織の編制）・プラン（年間計画、年次計画）を描く。

##### 【授業構想】

- ・ 授業者の思いを尊重しながら、アンケートの作成、集計や分析、教材・教具や提示資料の作成等を分担し、協働で授業づくりを進める。

### DO(実施)のポイント ねらいを達成する授業実践を行うために

#### 工夫改善の例

##### 【授業構想】

- ・ 研究の視点との関連を明確にした授業づくりを進め、指導案の作成についてはねらい・目標及び評価規準等の整合性に着目して検討する。
- ・ 前時の授業から参観・検討できる体制を整備し、本時の授業の視点を明確にして、模擬授業・研究授業に臨む。

##### 【模擬授業・先行授業・授業実践】

- ・ 資質・能力のイメージを共有化するために子供の姿を授業記録から捉える。
- ・ ねらいや目指す子供の姿に迫るための具体的な改善案を提案し合う。

### CHECK(評価)のポイント 授業改善につなげる話合いにするために

#### 工夫改善の例

##### 【事後検討会】

- ・ 授業を見る視点や話合いのポイントを事前に示したり、時間設定を工夫したりするなど、事後検討会の内容を明確にし、共有しておく。
- ・ 「参観シート」や「授業評価シート」等を活用して授業を参観する。
- ・ あらかじめ子供の活動を詳細に見取る担当者を決め、子供の表情や具体的な学習の様子を全体で共有し合う。
- ・ 共同作業できるアプリを活用して互いの考えを共有したり、付箋機能を用いて整理したりする等、協議中に成果と課題の可視化、共有化を図る。
- ・ 授業改善に向けて、課題解決につながる代案を互いに示し合う。

### ACTION(改善)のポイント 日常の取組につなげるために

#### 工夫改善の例

##### 【研究構想】

- ・ 研究主任や学年主任が中心となり、授業づくりの成果を日常的な取組につなげていけるように、『校内研究だより』等にまとめ改善策を明確にしたり、教員だけでなく、保護者とも共有を図り情報発信に努め、子供の学びを再確認したりする。

##### 【授業実践】

- ・ チームや個人のプラン・手立てを省察し、深化させ、次年度の計画に生かす。
- ・ ICTの活用等について場面や方法等、効果的な実践例について紹介し合い、「個別最適な学び」「協働的な学び」の視点から授業改善を図る。

#### <参考となる資料等>

- |                   |               |        |
|-------------------|---------------|--------|
| ・ 「校内研修プランシリーズ」   | 独立行政法人教職員支援機構 | H30.2  |
| ・ 「教職員研修の手引き2018」 | 独立行政法人教職員支援機構 | H30.4  |
| ・ 「宮城県検証改善委員会報告書」 | 宮城県教育委員会      | H25～R4 |

### 3 保幼小連携、小中連携のポイント

※本文中の小学校（小）、中学校（中）には義務教育学校も含む

#### (1) ポイント1：幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るための連携を工夫する

幼児期に主体的な遊びを通して身に付いた力が、学童期においてどのようにつながり、子供の成長に作用していくのかを、保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校の教職員が互いに理解することが大切です。宮城県では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期と捉え、小学校入学までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指しています（学ぶ土台づくり）。また、小・中・高等学校・特別支援学校においては、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育を展開しています（みやぎの志教育）。幼児期から学童期へのつながりを念頭に置き、育てたい力や大切にしたい姿を具体的にイメージしながら、保幼小連携の取組を工夫することが重要です。

- ① 各園所等の「アプローチカリキュラム」や小学校の「スタートカリキュラム」など、接続期カリキュラムは、園所、地域の実情に合わせて、小学校区単位で実践していく必要があります。また、幼児期の学びが入学後の各教科等の学習に円滑に接続されるようスタートカリキュラムを作成する必要があります。お互いのカリキュラムについて情報交換をするなど互いに理解し合い、それぞれの取組がより充実するようにしましょう。
- ② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育まれる幼児の具体的な姿（5歳児後半に見られるようになる姿）です。到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないこと、また、幼児教育において小学校教育の先取りを意図したものではありません。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期から学童期へ連続している子供の成長を見取る際の視点として捉えましょう。
- ③ 保幼小連携の取組例（就学時の事務引継以外にも、地域の実情にあわせ工夫することが大切です。）

各研修会や交流会を通して人と人がつながる活動と「幼児期から学童期へとつながる学び」について、接続期（年長後半10月～小学校入学後9月）の1年間をイメージしてみましょう。

- ・ 幼児と児童の交流活動
- ・ 保育所、幼稚園、小学校等教職員相互の保育・授業参観
- ・ 保育所、幼稚園、小学校等教職員の保幼小合同研修会
- ・ 保護者との連携（教育相談、保護者の保育参観・授業参観）など

#### (2) ポイント2：9年間の児童生徒の学びの連続性を見通した連携を工夫する

同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携として、次のような工夫が考えられます。

- ① 学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、小中9年間を見通した各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有し、改善を図りましょう。
- ② 校長・副校長・教頭・主幹教諭等の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図りましょう。
- ③ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図りましょう。
- ④ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有しましょう。

#### <参考となる資料等>

- ・ 令和4年度検証改善委員会報告書『「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて!』 宮城県教育委員会 R4. 12
- ・ 宮城県版「保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて」「保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて<資料編>」  
宮城県教育委員会 R4. 3改訂
- ・ 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」 宮城県教育委員会 R3. 3
- ・ 令和3年度検証改善委員会報告書『「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて!』 宮城県教育委員会 R3. 12
- ・ 令和2年度検証改善委員会報告書「小学校低学年から確かな学びを積み重ねよう!」 宮城県教育委員会 R2. 12
- ・ 令和元年度検証改善委員会報告書「子供の学びにつながる授業づくりを進めよう!」 宮城県教育委員会 R2. 1
- ・ 平成30年度検証改善委員会報告書「学力向上に向けた小中連携を図ろう!」 宮城県教育委員会 H31. 1
- ・ 発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～  
文部科学省、国立教育政策研究所、教育課程研究センター H30. 3

## 4 学習指導案作成のポイント

### (1) 学習指導案様式例

学習指導案は、授業を構成する際的设计図であり、授業を行う際には進行表となります。学習指導案に必要な内容を備え、授業に役立つ指導案を作成することは、充実した授業につながり、児童生徒に確かな学力を身に付けさせる上で重要です。学習指導要領に基づいた学習指導案を参考例として示しましたので、活用願います。なお、指導案は各教科等により違いがあるので、各校で工夫して作成してください。

### 第〇学年 〇〇科学習指導案

#### 1 単元（題材）名

#### 2 単元（題材）について

##### (1) 単元（題材）観

- \* 学習指導要領と年間指導計画で示された目標・内容を基に取り上げる指導事項を確認し、教材を扱う意義、教材の内容、既習事項との関連、今後の展開などを記述する。
- \* 単元（題材）の系統性（他学年、異校種の学習内容との連続性等）も明記する。

##### (2) 児童（生徒）観（児童生徒の実態）

- \* 単元（題材）の系統性を踏まえて、どのような学習をしてどのような力を身に付けてきたか記述する。
- \* 当該単元（題材）のねらいや学習内容から見た児童生徒の実態、関連する既習事項の定着の状況等を記述する。

##### (3) 指導観

- \* 「(1) 単元（題材）観」「(2) 児童生徒観」を受けて、ねらいとする力を身に付けさせるためにどのような学習活動をどのような流れや手立てで行うか、目指す児童生徒の姿を具体的にしながら、単元（題材）全体について述べる。

#### 3 単元（題材）の目標

- \* 学習指導要領解説等を参考に、授業で育成を目指す資質・能力を明確にして3観点（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で記述する。
- \* 国立教育政策研究所が示している「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を参照する。

#### 4 単元（題材）の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
* 文末は「～している。」「～できる。」等	* 文末は「～している。」等	* 文末は「～しようとしている。」等

- \* 国立教育政策研究所が示している「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を参照する。

#### 5 研究テーマ（校内・個人）との関わり

- \* 研究テーマから見た本単元（題材）における児童生徒の現状や目指す児童生徒像、指導上特に留意したいことを記述する。
- \* 研究の視点と、視点からの具体的指導の手立てを記述する。

#### 6 指導と評価の計画（全5時間扱い 本時1/5）

○記録に残す評価 ・指導に生かす評価

時間	ねらい・学習活動	指導上の留意点	評価規準・評価方法		
			知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
1 (本時)	* 児童生徒の立場から、実際に行う学習活動を記述する。			○思①（活動観察、ノート分析）	・態①（活動観察、ノート分析）

- \* 指導者がどのようなねらいでどのような指導を行うのか、ポイントを記述する。その時間の目標を達成させるための手立てや指導の工夫点を具体的に述べる。

- \* 1単位時間の評価は、1～2観点に絞る。
- \* 「7（4）学習過程」及び「（5）本時の評価」との整合性に留意する。
- \* 「記録に残す評価」と「指導に生かす評価」（P19 5参照）を明記し、意図的・計画的に評価を行う。

## 7 本時の指導

### (1) 本時の目標

\* 「6 指導と評価の計画」の該当する目標を具体的に示す。

### (2) 指導に当たって

\* 本時の目標を達成するために、授業の「どの段階で」「どのような手立て（働き掛け）を」「なぜ行うか」等について、具体的に記述する。※授業検討会での話合いのポイントとなる。

\* 校内（個人）研究との関連（研究の視点と、視点からの具体的指導の手立て等）を記述する。

### (3) 準備物

\* 授業で使う教材や教具を記述する。教科書以外の資料、学習カード等もあれば記述する。

### (4) 学習過程

\* 「(1) 本時の目標」（どのような力を身に付けさせるか）と、「(2) 指導に当たって」（どのような指導・学習活動を行うのか）及び「(5) 本時の評価」（どのような状況であれば目標が達成できたとするか）の3つを関連させる。

階	学習活動	・主な発問、指導上の留意点等 ・予想される児童生徒の反応	【評価規準】(方法)
導入 □分	めあて（本時を通して身に付ける力について児童生徒向けの言葉で記述する） ※小単元のタイトルや児童生徒が取り組む課題ではないことに留意する。		
展開 △分	* 学習過程に沿って、児童生徒が学習する内容を明記する。	* 主な発問と予想される児童生徒の反応について具体的に記述する。 * 本時の目標に基づいて、どのような指導を行うかポイントを記述する。 * 予想される児童生徒の姿と照らし合わせた具体的な手立てや指導の工夫点について述べる。 * 「努力を要する」状況（C）と判断される場合における児童生徒への手立ての例を示す。	* 「6 指導と評価の計画」の評価規準・評価方法との整合性に留意する。
終末 ◇分	* 「十分満足できる」状況（A）となるようにするための手立ての例や、「十分満足できる」状況（A）にある児童生徒の力を更に伸ばすための手立ての例を示す。 * 特別な教育支援を必要とする児童生徒への配慮事項や手立てを記述する。		

### (5) 本時の評価

評価の観点	評価規準	十分満足できる（A）	努力を要する（C） 児童生徒への手立て
【知識・技能】 【思考・判断・表現】 【主体的に学習に取り組む態度】	* 「6 指導と評価の計画」の評価規準が入る。 ※（B）児童生徒の姿。	* （A）児童生徒の姿を具体的に記述する。	* 評価規準（B）の状況をお実現するための指導や支援の具体的な手立て

### (6) 板書計画

\* 1時間の学習の流れが明確になるよう構想する。

\* 事前・事後検討会で活用することも考えられる。

#### <参考となる資料等>

- ・「学習指導要領解説」 文部科学省 H29. 7
- ・各教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 国立教育政策研究所 R2. 3
- ・「どうとくSupport Book」 宮城県総合教育センター R2. 3
- ・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」 国立教育政策研究所 H30. 7
- ・「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」 国立教育政策研究所 H28. 3
- ・Mナビ教育データライブラリ 宮城県総合教育センターHP
- ・MEXTチャンネル 文部科学省
- ・StuDX Style 文部科学省

(2) 特別支援学級 様式例

特別支援学級の学習指導案は、一人一人の児童生徒の実態から始まり指導や支援及びTTによる連携の在り方や個別の目標などを具体的に明記することが求められています。学習指導案の形式に決まった形はありませんが、個別の指導計画を基にステップ①～⑦の手順で学習指導案を検討していきましょう。ポイント1, 2は特に大切な視点です。

ポイント1 児童観・生徒観（児童生徒の実態）を始めに書く。

○○学級（障害種名）○○学習指導案

1 単元名（題材名）  
 2 単元（題材）について

**(1) 児童（生徒）観**  
 <一般的実態> 人数・性別・発達の様子・障害の種類や程度等  
 <本単元（題材）についての実態> 単元に対する興味・関心、経験等

(2) 単元（題材）観  
 (3) 指導観  
 3 単元（題材）の目標  
 4 指導計画

ステップ①<児童（生徒）観>  
 診断名や検査結果などは、個人情報なので省略する。否定的でなく、より肯定的にできること、できそうなことに注目する。

ステップ②<単元（題材）観・指導観>  
 「児童（生徒）観」→「単元（題材）観」→「指導観」の順で書くことで、「このような児童（生徒）だから、このような内容を、このような指導や支援で行っていく」という記述になる。項立てを必ず記す必要はない。

小単元名	主な学習内容（配当時数）	時数
○○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を立てよう。(1)</li> <li>・スーパーに買い物に行こう。(3)</li> <li>・スーパーで買い物をしよう。(3)</li> <li>・振り返りをしよう。(1)</li> </ul>	ステップ③<指導計画> 学習内容を詳しく示し、配当時数を記す。
◇◇◇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスを使って図書館に出かける計画を立てよう。(1)</li> </ul>	

ポイント2 個別の目標・学習過程・評価の観点を示す。

5 本時の指導  
 (1) 小単元名  
**(2) 本時の目標**  
 全体の目標  
 個別の目標

ステップ④<個別の目標>  
 個別の指導計画、全体の目標、児童（生徒）の実態との一貫性があり、今の発達段階の一つ上の学びを目標にする。

児童	本時の目標	備考
A児	友達と一緒に楽しく活動することができる。	ステップ⑤<学習過程> 一人一人の学習課題を明確にし、自主的・自発的な活動を十分に引き出せる指導や支援を具体的に示す。
B児	失敗を気にせず、活動を続ける。	

**(3) 学習過程**

学習活動	個々の課題	児童の反応	教師の働き掛け	備考
	A児（T1）	B児（T2）		ステップ⑥<学習過程> TTによる指導形態の場合は、それぞれの役割を明確にし、教師の動きが分かるようにする。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難しいと感じる。</li> <li>・友達と協力して活動する。</li> <li>・進んでやろうとしない。</li> <li>○B児の誘いに反応しなくて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぐに始めたがる。</li> <li>失敗は成功のもとと考える。</li> <li>・A児を誘って始める。</li> <li>○よい行動について褒める。</li> </ul>		

**(4) 評価の観点**

児童	評価の観点	評価方法
A児		
B児		

ステップ⑦<評価の観点>  
 一人一人の目標に対する評価の観点・評価方法を具体的に示す。

<参考となる資料等>

- ・「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集」  
 文部科学省 H30. 9
- ・「教師のためのサポートブックⅡ」  
 宮城県特別支援教育センター H22. 2

## 5 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と「指導と評価の一体化」を図る学習評価の視点

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにすることが求められています。そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点を手掛かりに、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要です。

同時に、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価するなどの「指導と評価の一体化」を図る学習評価の充実を目指し、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことが大切です。

以下に、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点と「指導と評価の一体化」を図る学習評価の視点を示しましたので、活用願います。

### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点

#### ○ 「主体的な学び」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次の課題につなげる。

#### ○ 「対話的な学び」

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める。

#### ○ 「深い学び」

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じたり、「見方・考え方」を働かせたりしながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見だして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かうとする。

※ これらは、固有の視点であることに留意し、単元や題材のまとまりの中で、子供たちの学びが三つの視点を満たすものとなるよう、相互のバランスに配慮しながら学びの状況を把握し、授業改善を図っていきます。

### (2) 「指導と評価の一体化」を図る学習評価の視点

#### ○ 「指導と評価の計画」を作成する

学習指導のねらいが学習状況として実現されたかについて、評価規準に照らして観察し、毎時間の授業で適宜指導を行うことは、目指す資質・能力を育むためには不可欠である。そのためには、いつ、どのような方法で、3観点ごとの学習状況を評価するための記録を取るのかについて、あらかじめ評価の計画を立てることが大切である。どのような学習環境を整え、どのような指導を行うのかを計画すると同時に、評価規準として「おおむね満足できる」状況(B)、「十分満足できる」状況(A)、「努力を要する」状況(C)について目指す学習状況を具体的に設定し、把握できる時期や段階、その場面と評価資料(子供一人一人の反応やノート、ワークシート、作品、ICTにより提出されたもの等)を精選する。

#### ○ 授業後、観点ごとに総括する

「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点ごとの学習状況の評価を行い、子供一人一人の学習改善や教師の指導改善につなげる。毎時間全員の記録を取ることは難しい場合が多いため、評価の観点を絞り、評価の場면을精選する「記録に残す評価」と、適宜行う「指導に生かす評価」を区別して捉える。集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価(A, B, C)を行う。また、評定を機械的に算出することは適当ではない場合も予想されるので、常にこの結果の背景にある具体的な学習の実現状況を思い描き、各学校において十分に検討する必要がある。

※ 「記録に残す評価」とは、目標に基づき、子供一人一人の達成状況を見取って記録し、総括評価に生かすための評価。「指導に生かす評価」とは、子供の学習状況に鑑みたいわゆる「指導の改善に生かす」ための評価であり、毎時間の子供の学習の様子から、適時、認めたり励ましたり、助言したりするものである。

#### <参考となる資料等>

・「学習指導要領総則」

文部科学省 H29. 7

・各教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」

国立教育政策研究所 R2. 3

## 6 ICT活用のポイント

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、教育の質を向上させることをねらいとする「GIGAスクール構想」が推進されている中、児童生徒の1人1台端末等のICTを活用した主体的な学びが各校で進められています。また、学習指導要領では、情報活用能力は言語能力、課題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられ、カリキュラム・マネジメントの実現を通じて育成されることになっており、各教科等の特質に応じて、適切な場面で、工夫・充実を図る必要があります。そこで、ICTを活用する際に留意していただきたい内容を学習指導要領の総則の構成に沿ってまとめました。

### (1) 各教科等でのICT活用例

<p><b>国語科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を活用して推敲し、データを共有し合う。</li> <li>書写の指導において、デジタル教科書等を活用して点画の書き方への理解を深める。</li> <li>児童生徒の作品をアップロードしているサイトのURLを保護者に限定して公開し、WEB上で展覧会を開催する。</li> </ul>	<p><b>社会科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>写真・動画を活用して、情報収集する。</li> <li>考えを共有するためにデジタルホワイトボードを活用する。</li> <li>ゲストティーチャーとの交流を促すために、WEB会議システムを活用する。</li> <li>発表を行うため、プレゼンテーションソフトを活用する。</li> </ul>
<p><b>算数科・数学科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関数アプリを活用し、グラフの特徴を調べる。</li> <li>図形アプリを活用し、試行錯誤をしながら課題を解決する。</li> <li>表計算ソフトを活用し、グラフの作成や考察に利用する。</li> </ul>	<p><b>理科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植物や自然事象、実験等を写真、動画で撮影し、その後の考察に活用する。</li> <li>実験データを共有し、考察に生かす。</li> <li>気象HPより天気図、衛星画像を利用する。</li> </ul>
<p><b>音楽科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>音楽制作ソフトを活用して旋律をつくったり、音のつながりを画面で確認したりして、音楽表現を創意工夫する。</li> <li>自分の演奏を録画し、振り返りや成果の確認に生かす。</li> <li>プレゼンテーションソフトに演奏動画を貼り付け、学級全体で鑑賞する。</li> </ul>	<p><b>生活科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜の生長等の観察日記のために写真を撮影する。</li> <li>「まちたんけん」の調査活動において写真・動画を撮影する。</li> </ul>
<p><b>家庭科、技術・家庭科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅での調理実習を撮影する。</li> <li>調理の献立を写真撮影し、発表する。</li> <li>ミシンの糸通しの動画を視聴する。</li> <li>お掃除ロボットの動作にプログラミングを活用する。</li> </ul>	<p><b>図画工作科、美術科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低速度撮影機能、コマ送り機能を活用し、制作過程を記録するなどし、表現の可能性を広げる。</li> <li>デザイン画作成の際にプレゼンテーションソフトを活用する。</li> <li>作品を撮影し、発表・批評・鑑賞に活用する。</li> </ul>
<p><b>外国語活動、外国語科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身の回りのアルファベットに見える物探しのために写真撮影する。</li> <li>児童生徒の発表活動を録画、共有し、自己の発表に生かす。</li> </ul>	<p><b>体育科、保健体育科</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハードル走の記録を折れ線グラフで表示する。</li> <li>「けが防止マップ」を作成する。</li> <li>器械運動やゲーム等を動画撮影する。</li> </ul>
<p><b>特別活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童会のWEB会議を開催する。</li> <li>プレゼンテーションソフトを活用し、生徒会新聞を作成する。</li> </ul>	<p><b>特別の教科 道徳</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルホワイトボードを活用し、考えや意見を共有する。</li> <li>アンケートフォームで考えや意見を集計し、共有する。</li> </ul>
<p><b>総合的な学習の時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フィールド調査でインタビューを録画する。</li> <li>プレゼンテーション資料を作成する。</li> <li>WEBページを制作する。</li> </ul>	<p><b>特別支援教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害に応じて、教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用する。</li> <li>抽象的な事柄を視覚的に具体物として提示する。[知的障害]</li> <li>タブレットの表示変換機能を活用する。[視覚障害]</li> </ul>

### (2) ICTを活用した校務の効率化

グループウェアやクラウド環境を活用し、校務の効率化や対話的・協働的な会議・研修等に活用することができます。

- 資料のペーパーレス化
- 案内文書等のメール配布
- 児童生徒の出欠等の管理
- 学校評価
- 連絡事項の伝達

### (3) 指導上のポイント

- 1人1台端末とクラウド環境は、令和の時代の文房具として活用しましょう。
  - ・必要な場面で、児童生徒が判断して活用できるような環境を整えましょう。
- 正しい活用法を教えましょう。
  - ・トラブルが起きるから活用させないではなく、正しい活用法を教えることが大切です。情報モラル教育を充実させながら、積極的に活用させましょう。

<参考となる資料等>

- ・「情報モラルパッケージ『#60 秒情報モラル』」

## 7 個別の教育支援計画等の作成・活用のポイント

学習指導要領において、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒について、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用することが義務付けられています。また、通常の学級に在籍している障害のある幼児、児童生徒の指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることも示されています。

各学校・園では、障害のある幼児児童生徒のよりよい生活のために、引継ぎを確実にを行い、切れ目のない支援を行うことが重要です。そのため、保護者と十分話し合い、一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に進めていくことが求められています。

### 個別の教育支援計画と個別の指導計画の違い

「『個別の教育支援計画』とは、就学前から就学後まで一貫した適切な支援を行うために作るものです。家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関と連携しつつ作成されるのが個別の支援計画、教育に特化したものが個別の教育支援計画です。

『個別の指導計画』とは、特別なニーズのある子供一人一人の状態に応じ、的確な指導・支援ができるよう作るものです。個別の教育支援計画を踏まえて作り、目標、指導・支援内容、評価等の観点を含んだものです。」

※様式については、決められたものではありません。独自で作成している学校や市町教育委員会で作成し活用している学校もあります。宮城県教育委員会特別支援教育課HPにも様式を掲載しています。

#### ポイント1 困難さの背景や長所等を把握する。

適切な指導や支援を行うためには、的確に実態把握をすることは欠かせません。教職員間で情報共有を行う際には、幼稚園生活や各教科等の学びの過程において考えられる困難さについてチェックしたり、得意なことや意欲的に取り組んでいることを出し合ったりして、取組に生かしていきましょう。

#### 学びの過程において考えられる困難さ（例）

幼稚園	<input type="checkbox"/> 自分の身体各部位を意識して動かすことが難しい場合 <input type="checkbox"/> 幼稚園における生活の見通しが持ちにくく、気持ちや行動が安定しにくい場合
国語	<input type="checkbox"/> 文章を目で追いながら音読することが困難な場合 <input type="checkbox"/> 声を出して発表することに困難がある場合

#### ポイント2 全教職員で連携して作成し、適切に評価を行う。

作成に当たっては、学級担任、通級担当者や特別支援教育コーディネーター等、複数で意見等を出し合うことが大切です。作成された計画が適切であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになります。

したがって、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）のサイクルを確立し、学習状況や結果を適宜、適切に評価を行うことが大切です。

#### 個別の指導計画（例）

1 学期			
短期目標	①	学期ごとに短期目標、手立て、評価を記入し、次の学期に生かす。	
手立て	(学級)	(通級) 〈使用教材〉	(通級) 〈使用教材〉
評価	(学級)	(通級)	(通級)

在籍学級で目指すこと、通級で目指すことを共通理解しながら、連携して作成・評価する。

#### ポイント3 振り返りを行い、次の担当へ確実につなげる。

活用に当たっては、この1年間でどこまで達成でき、どのような課題が残ったかについて、本人や保護者、特別支援教育コーディネーター等、本人と関わった者で振り返り、確実に次の担当や進学先等へ引き継ぐことが大切です。また、進学先等との連携に当たっては、連携の意図や引き継ぐ内容等について保護者の理解を得ることも大切です。

#### 〈参考となる資料等〉

- ・「小学校・中学校通常の学級の先生のための手引書—通級による指導を通常の学級での指導に生かす—」  
国立特別支援教育総合研究所 H30. 2
- ・「幼稚園教育要領解説」  
文部科学省 H30. 3
- ・「特別支援学校教育要領学習指導要領解説」総則編、各教科等編、自立活動編  
文部科学省 H30. 3
- ・「共に学ぶ教育推進事業第Ⅰ期成果報告書」【大崎市立岩出山小・鳴子小・川渡小】宮城県教育委員会特別支援教育課HP H29
- ・「共に学ぶ教育推進事業第Ⅱ期成果報告書」【大崎市立岩出山中・鳴子中】  
宮城県教育委員会特別支援教育課HP R3

### Ⅲ 指導主事学校訪問指導要領

#### 1 基本方針

指導主事学校訪問は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第48条の規定に基づき、市町教育委員会の要請を受けて、「北部管内生涯学習推進の基本方針」に従い、各学校（園）を訪問し、各学校（園）の教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校（園）教育に関する専門的事項について指導助言を行い、市町教育委員会と当該学校（園）の主体性と創意ある学校（園）運営の充実に資するものである。

#### 2 実施方針と内容

北部教育事務所は、学力向上、体力向上及びいじめ対策・不登校支援等についての取組の充実が図られるよう「魅力ある行きたくなる学校」づくりを推進する。

指導主事学校訪問においては、市町教育委員会の要請を踏まえ、各学校（園）において児童生徒（園児）一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業（保育）づくりを通じ、教員の授業力向上や校（園）内研究の充実を図る。

#### 3 訪問指導の重点

「令和5年度 北部管内生涯学習推進の基本方針」に基づき、指導及び助言を行う。

#### 4 訪問の形態と内容

##### （1）訪問の形態と内容

これまでの指導主事学校訪問の成果と課題を踏まえ、各市町教育委員会や各学校（園）の要請に応えることや継続性のある支援をすること等、地域の実態や学校課題に応じた訪問ができるように以下の3つの形態を基本とする。

訪問形態	内 容
一般訪問 （協働による授業づくりを通じた教員の授業力向上を図る）	○ 協働による授業実践に係る指導助言を行う。 ○ 訪問のモデル（イメージ）については、「○学校訪問指導の形態（P27～29）」を参照のこと。 ○ 訪問当日の運営、時程、全体会の内容等（全体協議等の有無及び会の流れなど）については、学校の実態等を踏まえ、 <u>市町教育委員会と学校が事前に協議した内容を基に</u> 、学校と教育事務所が協議し決定する。
特別訪問 （校（園）内研究の理論と実践の充実を図る）	○ 一般訪問とのつながりを持たせて、別日に実施する。校（園）内研究の充実・推進に係る指導助言を行う。 （1）授業参観（主に校（園）内研究の教科（領域）等） （2）授業検討会（校（園）内研究・授業（保育）についての指導助言） <活用事例> ・ 一般訪問で指導助言を受けた後に特別訪問を行うことで、継続的な視点で校（園）内研究の充実を図る。 ・ 特別訪問により校（園）内研究について指導助言を受けた後に、一般訪問を

	<p>行うことで、授業実践の充実を図る。</p> <p>※ 当該年度内において特別訪問の実施は不可とする。</p> <p>※ 内容等については、学校の実態等を踏まえ、<u>市町教育委員会と学校が事前に協議した内容を基に</u>、学校と教育事務所が協議し決定する。</p>
<p>指定校訪問 (県教育委員会の指定校等の事業の充実を図る)</p>	<p>○ 宮城県教育委員会(義務教育課)の指定校等の事業の充実を図るための指導助言を行う。</p> <p>(1) 授業参観(指定に直結する教科等)</p> <p>(2) 事業実施に係る話合い(事業推進に係る情報交換)</p> <p>※ 訪問等の内容等については、事業の内容に応じて、<u>市町教育委員会と学校が事前に協議した内容を基に</u>、学校と教育事務所が協議し決定する。</p>

※ 特別訪問及び指定校訪問は複数回の訪問が可能だが、回数や時期、要請人数等については、管内事情により制限する場合がある。

## (2) 協働による授業(保育)づくりの推進

協働による授業(保育)づくりでは、担当する学年が異なる立場や指導する教科が異なる立場から意見を出し合い、多様な児童生徒(幼児)の考え方や反応等を予想しながら共に授業(保育)を構想し、指導案作成を行う。さらに、研究授業(保育)では、役割分担による児童生徒(幼児)の学びについての見取りを基に検討を行い、教員の指導力向上につなげるよう、協働による授業(保育)づくりの推進を図る。

## (3) 特別支援教育の充実

授業(保育)づくり・学級づくりにおいては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒(幼児)がいることを前提にコーディネーターとして学びを創っていく力量の向上が教員に求められている。

このことを踏まえ、児童生徒(幼児)の実態を捉えて、どのように児童生徒(幼児)一人一人のよさを生かしながら集団としての学びの質を高めているかなどの観点から参観し、授業(保育)や校内研究等に関する指導助言を行う。

## (4) その他

市町教育委員会の要請や承諾を得て、以下のことを行う。

- ・ 一般訪問における指導主事による「授業参観」(4校時目の通常授業の参観、指導案等なし)
- ・ 諸表簿(指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿に限る)の整備や管理上の課題等に対する指導助言(表簿チェックシート(P36, 37)を参考に、各校(園)で事前に確認をすること)
- ・ 一般訪問における全体会の内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町教育委員会と学校が事前に協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し決定する。幼稚園においては、園内研究に係る指導講評を行う。

## 5 訪問に関する手続き

### (1) 訪問の要請について

市町教育委員会は、「令和5年度指導主事学校訪問指導についての要請書」により指定された期日までに教育事務所に要請する。

### (2) 訪問期日の決定について

教育事務所は、市町教育委員会の要請の下、提出された各校（園）の「訪問日程等希望調査」に基づき、訪問期日を調整し、訪問予定日を前年度2月末までに各市町教育委員会に通知する。

### (3) 訪問に当たっての手続きについて

教育事務所は、令和5年4月3日付けで各学校（園）に「令和5年度指導主事学校訪問指導について（通知）」の文書を発出する。学校（園）は、添付されたデータ等を基に、指導主事学校訪問当日までの手続きを次の手順で行う。

#### ① 授業教科（保育領域）等の提出

「令和5年度学校訪問における授業の教科等について（学校訪問における保育等について）（様式3）」（P30, 31）に必要事項を記入し、提出（指導班メールアドレス宛てにメール送信）する。管内の全ての幼稚園、小・中・義務教育学校ともに、4月14日（金）午後4時までに提出する。なお、「令和5年度学校訪問における授業の教科等について（学校訪問における保育等について）（様式3）」は市町教育委員会学校教育担当課宛てにも送付すること。

教育事務所指導班代表メールアドレス nh-kyozs@pref.miyagi.lg.jp
---

#### ② 事前の打合せ

事前の打合せは、以下の手順で行う。

- 1) 学校（園）は、「学校訪問打合せ票（様式4）」（P32, 33）を作成する。
- 2) 学校（園）は、作成した「学校訪問打合せ票（様式4）」を基に、市町教育委員会と最終打合せを行う。最終打合せにおける市町教育委員会からの指導を基に「学校訪問打合せ票（様式4）」の修正をする。
- 3) 学校（園）は、「学校訪問打合せ票（様式4）」を教育事務所の指導班代表メールアドレス宛てにメールで送信する。期日は次ページに示す表の「打合せ票提出日」の午前9時までとする。
- 4) 教育事務所は、提出された「学校訪問打合せ票（様式4）」を基に、各教科等の担当を調整する。
- 5) 教育事務所は、担当指導主事、日程、分科会・全体会の持ち方、指導案提出日等について、学校（園）と打合せを行う。期日は、次ページに示す表の打合せ日の午前中とする。打合せは、打合せ日の前日までに教育事務所から各学校（園）へメールで送信する打合せ票（担当指導主事名等が記載されたもの）と管内生涯学習計画で確認しながら行う（訪問する月の訪問する学校（園）順に教育事務所担当指導主事から各校（園）へ電話をする）。

<打合せ票提出日並びに打合せ日>

訪問月	打合せ票提出日	打合せ日	備考
5月	4月19日(水)	4月25日(火)	
6月	4月21日(金)	5月16日(火)	
7月	5月19日(金)	6月6日(火)	
8・9月	6月28日(水)	7月18日(火)	
10月	8月21日(月)	9月12日(火)	
11月	9月21日(木)	10月10日(火)	
12月	10月20日(金)	11月7日(火)	

※ 打合せ日は、火曜日で設定

③ 学校訪問資料の提出について

下記の資料を、訪問の1週間前に教育事務所から指定された時刻に直接提出する。

提出部数は「訪問人数分+1部」とする。

1) 一般訪問

- 学校(園)要覧
- 訪問資料(合冊)
  - 指導案
  - 校(園)内研究計画, 研究経過資料
  - 協働による授業(保育)づくりの取組
  - 日程・校舎教室配置図等(4校時授業参観を行う場合は、「クラス」「授業者」「教科」「単元名等」が分かる一覧表等を添付すること)
  - 全体会の話し合いについての資料(話し合いを実施する小・中・義務教育学校のみ, A4判1枚程度)

2) 特別訪問・指定校訪問

- 訪問資料(合冊)
  - 指導案
  - 校(園)内研究計画, 研究経過資料
  - 協働による授業(保育)づくりの取組
  - 日程・校舎教室配置図等

※ 教科書以外に資料等を使用する場合は、その資料を指導案集に添付する。なお、道德については、「教材分析」を添付する。

※ 学力向上指導員と市町教育委員会指導主事の学校訪問資料は直接届ける。

④ 学校訪問アンケートの提出について

一般訪問の場合は、「学校訪問アンケート(参加者用)」(様式5)(P34)をとりまとめ、「学校訪問アンケート(教育事務所提出用)」(様式6)(P35)を、訪問終了後2週間以内に指導班代表メールアドレス宛てにメールで送信し提出する。

## 6 学校課題に係る話し合い（以降、「話し合い」と表記）

### (1) 「話し合い」の内容

学校課題（例：いじめ対策・不登校支援等，魅力ある・行きたくなる学校づくり，学力向上の取組等）について，各学校で構想したテーマや具体的な事例を共有するとともに，その課題解決に向けて実践する具体的な手立てについて話し合う。

### (2) 「話し合い」のテーマ設定の例 ※「令和4年度管内指導概況報告」P. 8，9参照

#### <いじめ対策・不登校支援等>

- 自己有用感を高めるための学級・学校づくり
- いじめ・不登校の未然防止・早期発見につながる学級づくり
- 積極的な生徒指導の取組～不登校傾向の児童生徒への適切な対応～
- 不登校生徒を生まない学校づくり～みやぎ不登校サポートパックを活用して～
- 「いじめ対策に係る事例集」に学ぶいじめ対策の検討

#### <魅力ある・行きたくなる学校づくり>

- 行きたくなる学校づくりの取組の確認と行動計画の見直し
- 行きたくなる学校づくりに向けた教育相談や合理的配慮について考える
- 再編後の学校生活を前向きに過ごすために学校がすべきこと

#### <学力向上の取組>

- 学習内容の習熟度に応じた指導の工夫
- 指導に生きる評価方法の工夫改善
- ICTを活用した学習指導の充実

#### <学校課題>

- 児童の情報モラルを高める学級・学校づくり
- 自信を持って自分の思いを表現できる児童を育成するための具体的な手立て
- 校内研究に関すること
- 体力向上に関すること

### (3) 「話し合い」の流れ（例）

- <事前の取組> ○ 「話し合い」の時間を確保するため，以下の点について工夫する。
- ・ 課題について，各自が意見をまとめておく。
  - ・ グループ内の役割分担（司会，記録，発表，タイムキーパー等）を決めておく。

＜「話し合い」の流れ（40分の場合）＞※所轄の教育委員会の指導の下，各校で設定してよい。				
段階（進行：学校）	時間	形態	内容	
1 2	開 会 課題等の確認	2分	全体	○ 「話し合い」担当者が趣旨や進め方を確認する。
3	課題の追究 課題の解決	15分	グループ	○ 意見を記入した付箋紙等を持ち寄り，KJ法等で類型化を図り，課題の解決策を焦点化する。
4 5	取組の共有 ま と め	10分 8分	全体	○ 各グループが話し合った内容を発表し，全体で共有する。 ○ 全体協議後，「話し合い」担当者が全体の意見をまとめる。
6 7	指 導 講 評 会 閉 会	5分	全体	○ 「話し合い」について指導主事からの指導講評を聞く。

- <事後の取組> ○ 「話し合い」で共有した事柄について実践し，校内研修や職員会議等で見直しや改善を図っていく。
- 取組について，個人の振り返りを行う。

○ 学校訪問指導の形態 \* 運営、人数等の詳細は、各市町教育委員会の要請を踏まえて教育事務所と市町教育委員会・学校が協議し、決定する。

形態	一般訪問	特別訪問	指定校訪問
ねらい	協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図るもの	校内（園内）研究の理論と実践の充実を図るもの	県教育委員会（義務教育課）の指定校等の事業の充実を図るもの
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協働による授業実践に係る指導助言</li> <li>○ 全体協議等（学校の実態等を踏まえ、教育事務所と市町教育委員会・学校が協議し決定）</li> <li>○ 諸表簿の整備、管理等への指導助言（市町教育委員会の要請によって実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内（園内）研究の充実・推進に係る指導助言</li> <li>○ 一般訪問とのつながりを持たせて、実施する。 但し、当該年度内において特別訪問のみの実施は不可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業推進に係る情報交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学力向上マネジメント支援事業</li> <li>・ 個別最適な学びに関するモデル事業</li> <li>・ 行きたくなる学校づくり推進事業</li> <li>・ 不登校等児童生徒学び支援教室充実事業</li> <li>・ 学力向上研究指定校事業</li> <li>・ 小中連携英語教育推進指定校事業</li> <li>・ 豊かな心を育む研究指定校事業 等</li> </ul> </li> </ul>
回数等	1回/年 半日程度	数回/年 半日程度	数回/年 半日程度
教科等	全教科等	主に校内（園内）研究の教科等	指定に直結する教科等
授業数	協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる数	協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる数	事業の内容に応じた数
指導主事等	教育事務所，市町教育委員会，（総合教育センター） 計：授業数+1人程度	教育事務所，市町教育委員会，（総合教育センター） 計：1～3人程度	義務教育課，教育事務所，市町教育委員会
流れ（例）	<pre> graph TD     A[学校経営概要説明 *] --&gt; B[授業参観]     A --&gt; C[授業検討会 *]     B --&gt; C     C --&gt; D[全体会]     E[諸表簿への指導助言 (市町教育委員会の要請による)] -.-&gt; C     E -.-&gt; D     </pre> <p>全体会 内容等については、学校の実態等を踏まえ、教育事務所と市町教育委員会・学校が協議し決定する。</p>	<pre> graph TD     A[授業参観] --&gt; B[授業検討会 校内研究・授業についての指導助言]     </pre>	<pre> graph TD     A[授業参観] --&gt; B[事業実施に係る話し合い 事業推進に係る情報交換]     </pre>
留意点	* 「学校経営概要説明」では、生徒指導及び協働による授業づくりに係る説明も含んだ内容とする。	内容等については、学校の実態等を踏まえて、教育事務所と市町教育委員会・学校が協議し決定する。	内容等については、事業の内容に応じて、教育事務所と市町教育委員会が協議し決定する。

# ○ 訪問のモデル（イメージ）例

例1 小・中・義務教育学校【4校時授業参観なし】全体会に話し合いを入れる場合

※ 表中の時刻や時間・内容は目安

訪問の流れ	当日の時刻（例）		授業に係る指導助言	諸表簿に係る指導助言			
	小学校	中学校					
訪問の流れ	13:00 (5分)	13:00 (5分)	●指導主事学校到着 ●主な職員紹介 等 ●市町教育委員会教育長挨拶 等				
	13:05	13:05					
学校経営概要説明	13:05 (15分)	13:05 (15分)	<table border="1"> <tr> <td>学校経営概要説明</td> <td>・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・学力向上対策・生徒指導の取組について等</td> <td>○校長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。</td> </tr> </table>	学校経営概要説明	・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・学力向上対策・生徒指導の取組について等	○校長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。	○学校教育法施行規則第28条に規定されている表簿（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）の整備や管理上の課題等に関する指導助言 ○内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。 ※諸表簿に係る指導助言後、校内研究に係る指導助言を行う。
	学校経営概要説明	・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・学力向上対策・生徒指導の取組について等		○校長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。			
13:20	13:20						
授業参観	(10分)	(10分)	●準備・移動				
	13:30 (45分) 14:15	13:30 (50分) 14:20	<table border="1"> <tr> <td>授業参観 5校時</td> <td>・A教諭 国語 ・B教諭 特別支援 ・C教諭 図工（美術）</td> <td>○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。</td> </tr> </table>	授業参観 5校時	・A教諭 国語 ・B教諭 特別支援 ・C教諭 図工（美術）	○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。	
授業参観 5校時	・A教諭 国語 ・B教諭 特別支援 ・C教諭 図工（美術）	○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。					
授業検討会（分科会）	(15分)	(15分)	●児童生徒 放課（5校時限） ●指導主事打合せ				
	14:30 (50分)	14:35 (50分)	<table border="1"> <tr> <td>授業検討会 （分科会）</td> <td>・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言</td> <td>○授業検討会（分科会）は、授業者及び当該授業の構想立案・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○授業づくりの経過等は代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。</td> </tr> </table>	授業検討会 （分科会）	・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言	○授業検討会（分科会）は、授業者及び当該授業の構想立案・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○授業づくりの経過等は代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。	
授業検討会 （分科会）	・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言	○授業検討会（分科会）は、授業者及び当該授業の構想立案・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○授業づくりの経過等は代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。					
全体協議会	(10分)	(10分)	●準備・移動				
	15:30 (60分)	15:35 (60分)	<table border="1"> <tr> <td>全体会</td> <td>※内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。</td> <td>（例） ・学力向上、体力向上、いじめ対策・不登校支援等、魅力ある行きたくなる学校づくりに係る話し合いと指導助言 ・全体講評 等</td> </tr> </table>	全体会	※内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。	（例） ・学力向上、体力向上、いじめ対策・不登校支援等、魅力ある行きたくなる学校づくりに係る話し合いと指導助言 ・全体講評 等	
全体会	※内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。	（例） ・学力向上、体力向上、いじめ対策・不登校支援等、魅力ある行きたくなる学校づくりに係る話し合いと指導助言 ・全体講評 等					
	16:30	16:35	●指導主事退校				

※諸表簿に係る指導助言は要請の有無による。

※訪問当日の運営等については、市町教育委員会と学校が事前に協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し決定する。

例2 小・中・義務教育学校【4校時授業参観なし】全体会に話し合いを入れない場合

※ 表中の時刻や時間・内容は目安

訪問の流れ	当日の時刻（例）		授業に係る指導助言	諸表簿に係る指導助言			
	小学校	中学校					
訪問の流れ	13:00 (5分)	13:00 (5分)	●指導主事学校到着 ●主な職員紹介 等 ●市町教育委員会教育長挨拶 等				
	13:05	13:05					
学校経営概要説明	13:05 (15分)	13:05 (15分)	<table border="1"> <tr> <td>学校経営概要説明</td> <td>・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・学力向上対策・生徒指導の取組について等</td> <td>○校長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。</td> </tr> </table>	学校経営概要説明	・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・学力向上対策・生徒指導の取組について等	○校長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。	○学校教育法施行規則第28条に規定されている表簿（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）の整備や管理上の課題等に関する指導助言 ○内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。 ※諸表簿に係る指導助言後、校内研究に係る指導助言を行う。
	学校経営概要説明	・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・学力向上対策・生徒指導の取組について等		○校長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。			
13:20	13:20						
授業参観	(10分)	(10分)	●準備・移動				
	13:30 (45分) 14:15	13:30 (50分) 14:20	<table border="1"> <tr> <td>授業参観 5校時</td> <td>・A教諭 社会 ・B教諭 音楽 ・C教諭 外国語活動（英語）</td> <td>○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。</td> </tr> </table>	授業参観 5校時	・A教諭 社会 ・B教諭 音楽 ・C教諭 外国語活動（英語）	○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。	
授業参観 5校時	・A教諭 社会 ・B教諭 音楽 ・C教諭 外国語活動（英語）	○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。					
授業検討会（分科会）	(20分)	(20分)	●児童生徒 放課（5校時限） ●指導主事打合せ				
	14:35 (80分)	14:40 (80分)	<table border="1"> <tr> <td>授業検討会 分科会</td> <td>・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言</td> <td>○授業検討会（分科会）は、授業者及び当該授業の構想立案・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○授業づくりの経過等は代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。</td> </tr> </table>	授業検討会 分科会	・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言	○授業検討会（分科会）は、授業者及び当該授業の構想立案・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○授業づくりの経過等は代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。	
授業検討会 分科会	・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言	○授業検討会（分科会）は、授業者及び当該授業の構想立案・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○授業づくりの経過等は代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。					
全体協議会	(5分)	(5分)	●準備・移動				
	16:00 (20分)	16:05 (20分)	<table border="1"> <tr> <td>全体会</td> <td>※内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。</td> <td>（例） ・全体講評 等</td> </tr> </table>	全体会	※内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。	（例） ・全体講評 等	
全体会	※内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。	（例） ・全体講評 等					
	16:20	16:25	●指導主事退校				
	16:25	16:30	●指導主事退校				

※諸表簿に係る指導助言は要請の有無による。

※訪問当日の運営等については、市町教育委員会と学校が事前に協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し決定する。

例3 小・中・義務教育学校【4校時授業参観あり】全体会に話し合いを入れる場合

※ 表中の時程や時間・内容は目安

訪問の流れ	当日の時程(例)		授業に係る指導助言	諸表簿に係る指導助言
	小学校	中学校		
授業参観Ⅰ	11:25 (5分)	11:25 (5分)	●指導主事学校到着 ●主な職員紹介 等 ●市町教育委員会教育長挨拶 等	
	11:30 (10分)	11:30 (10分)	●準備・移動	
授業参観Ⅱ	11:40 (45分)	11:40 (50分)	授業参観Ⅰ 4校時 ・指導主事による通常授業の参観(全学級対象、指導案等なし)	
	12:25 (40分)	12:30 (35分)	●昼食・休憩	
学校経営概要説明	13:05 (15分)	13:05 (15分)	学校経営概要説明 ・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・学力向上対策・生徒指導の取組について等	○校長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。 ○学校教育法施行規則第28条に規定されている表簿(指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等)の整備や管理上の課題等に関する指導助言 ○内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。 ※諸表簿に係る指導助言後、校内研究に係る指導助言を行う。
	13:20 (10分)	13:20 (10分)	●準備・移動	
授業参観Ⅲ	13:30 (45分)	13:30 (50分)	授業参観Ⅱ 5校時 ・A教諭 算数(数学) ・B教諭 理科 ・C教諭 総合的な学習の時間	○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。
	14:15 (15分)	14:20 (15分)	●児童生徒 放課(5校時限) ●指導主事打合せ	
授業検討会(分科会)	14:30 (50分)	14:35 (50分)	授業検討会 分科会 ・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言	○授業検討会(分科会)は、授業者及び当該授業の構想立案・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○授業づくりの経過等は代表者(学年主任、教科主任等)が説明する。
	15:20 (10分)	15:25 (10分)	●準備・移動	
全体協議会	15:30 (60分)	15:35 (60分)	全体会 ※内容等については、学校の実態を踏まえ、市町教育委員会と学校が協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し、決定する。	(例) ・学力向上、体力向上、いじめ対策・不登校支援等、魅力ある行きたくなる学校づくりに係る話し合いと指導助言 ・全体講評 等
	16:30 (10分)	16:35 (10分)	●準備・移動	
	16:35	16:40	●指導主事退校	

※諸表簿に係る指導助言は要請の有無による。

※訪問当日の運営等については、市町教育委員会と学校が事前に協議した内容を基に、学校と教育事務所が協議し決定する。

例4 幼稚園

※ 表中の時程や時間・内容は目安

訪問の流れ	当日の時程(例)		保育に係る指導助言	諸表簿に係る指導助言
	幼稚園			
園経営概要説明	9:00 (5分)	9:05 (5分)	●指導主事園到着 ●主な職員紹介 等 ●市町教育委員会教育長挨拶 等	
	9:15 (10分)	9:15 (10分)	園経営概要説明 ・経営方針とその取組について ・協働による保育づくりの取組について等	
保育参観	9:25 (65分)	10:30 (15分)	保育参観 ・A教諭 4歳児 ・B教諭 5歳児	○園長が、各々の取組について訪問した指導主事へ説明する。 ○学校教育法施行規則第28条に規定されている表簿(指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等)の整備や管理上の課題等に関する指導助言 ○内容等については、園の実態を踏まえ、市町教育委員会と園が協議した内容を基に、園と教育事務所が協議し、決定する。
	10:45 (60分)	11:35 (5分)	事後検討会 分科会 ・協働による保育づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・保育者の自評 ・参加者による協議 ・保育及び協働での保育づくりに対する指導助言	
全体協議会	11:40 (20分)	12:00 (5分)	全体会 ※内容等については、園の実態を踏まえ、市町教育委員会と園が協議した内容を基に、園と教育事務所が協議し、決定する。	○事後検討会(分科会)は、保育者及び当該保育の構想立案・実践等に関わった教員、園内で指定された教員により編成し、全教員が参加する。 ○保育づくりの経過等は代表者(主任等)が説明する。 ・園内研究概要説明 ・園内研究に係る指導助言 等
	12:05		●指導主事退園	

※諸表簿に係る指導助言は要請の有無による。

※訪問当日の運営等については、市町教育委員会と園が事前に協議した内容を基に、園と教育事務所が協議し決定する。